



あいざわ けいいちろう 圭一郎

地域だよりの

Vol.26 H.29.01.01

41歳 走り続ける情熱男！

新春のお慶びを申し上げます

◆市民の皆様におかれましては、新しい年をご健勝にてお迎えのこととお喜び申し上げます。旧年中は私の議会活動に対しまして温かいご指導とご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

◆昨年は日本に関係の深い諸外国において激動と混乱が巻き起こる年でした。米国においては激戦の末ドナルド・トランプ氏が第45代アメリカ合衆国大統領に選ばれ、また、大韓民国においては、朴槿恵大統領に対する弾劾訴追案が可決され職務停止となっております。国を指揮する人が変われば、外交政策もまた変わってくるものです。政府においては、日本の国益を最優先に諸外国との交渉を続けて頂きたいと願っております。

◆三郷市議会においては、12月定例会が開催されました。今議会では、「三郷市こころつながる手話言語条例」をはじめとする17議案が審議されました。その一つに「三郷市動物の愛護に関する条例」が審議されましたが、21世紀クラブの修正案にて修正可決となりました。

◆早いもので二期目の当選から3年半が経過し、今夏には改選を迎えます。言うべきは言う、やるべきはやる姿勢を忘れず、情熱を持って行動して参ります！

三郷市動物の愛護及び管理に関する条例

21世紀クラブの修正案にて可決！

◆本議会において「三郷市動物の愛護に関する条例」が上程されました。この条例については、平成28年8月にパブリックコメントにて公表されたものですが、私が市議会で所属している会派21世紀クラブで内容について精査し、8月から担当部局に問題提起をしておりました。

◆特に大きな問題点は、飼い主の遵守事項の中で、災害時の動物の避難対応について明記されていることでした。動物を飼っている方からすると当たり前のことだと思われるかもしれませんが、現時点では、動物と一緒に避難する体制が整っているとは言えない状況です。いつ起こりうるか分からない災害時の項目を盛り込むのであれば、その体制を整えることが先決であり、最低でも一年間の先延ばしを提言致しました。

※ちなみに、三郷市の現在の人口は約13万9千人です。指定避難所は33か所となっています。単純に計算しても避難所1か所につき、4,200人以上となります。

◆しかしながら本議会において、災害時における飼い主の遵守事項が「責任を持った飼養に努めること」という文言で盛り込まれ上程されました。また、21世紀クラブが問題視する他の項目についても反映されていない状況でした。

◆上程された議案に対して賛成をするのか反対をするのか、21世紀クラブ内で議論に議論を重ねました。私達が反対をしても賛成多数で可決されることが想定される中、動物を飼っている方にも飼っていない方にも理解の頂ける、そして真にあるべき姿を考え、原案に反対の立場から修正動議を提出するという結論に至りました。

土地・建物 売買仲介 お気軽にご相談下さい
 (公社)埼玉県宅地建物取引業協会
 (公社)全国宅地建物取引業保証協会 宅地建物取引士 逢澤圭一郎
 埼玉県知事免許(1)第22791号
エーアイトラスト株式会社
 〒341-0018 三郷市早稲田 2-10-7
 TEL048-951-2210 FAX048-957-8465

21世紀クラブを代表して逢澤圭一郎が修正案の説明と提案理由を述べさせていただきました

◆名称について

上位法等では「動物の愛護と管理に関する法律」「埼玉県動物の保護及び管理に関する条例」となっている中で、なぜ「管理」という文言をあえて削っているのでしょうか？

先日の質疑でのご答弁でも「この条例を上程するに至った背景は、飼い主のマナーが徹底されていないことによる相談や苦情が多くなってきている中で、対応策について検討を重ねてきたが、抜本的な対応策を講じることが難しい中で、中長期的な視点で解決を図っていくことが必要との結論に至った」とおっしゃっていました。まさに飼い主の管理の徹底が上程に至った背景とのことです。

市民の動物愛護の精神の高揚を図ることは大変素晴らしいことですが、動物を飼っている方、飼っていない方、動物好きな方、苦手な方がいる中で、飼い主の管理に対する意識の向上が、動物愛護の精神の更なる高揚に繋がるものと考えます。しっかりと「管理」という文言を明記し、飼い主のマナーを徹底させるための施策の推進を図るべきです。

◆目的について

人と動物とが共生する地域社会の実現に寄与することを目的とするのであれば、市民の動物愛護の精神の高揚を図ることだけでなく「人に対する侵害の防止」という管理する中で最も遵守しなければならない事項を明記すべきであります。

◆飼い主の遵守事項4号について

法に則った行為をした場合、原案では市条例違反となってしまいます。努力義務に留めるのが望ましいと考えます。

◆災害時の動物の保護の規定の追加について

原案では飼い主の遵守事項で災害時の条項も含まれておりますが、飼い主側だけの責任に特化されており、行政側の保護の責務が謳われておりません。飼い主の責務と行政の責務があって初めて盛り込める条項です。行政側の責務を明確にするべきです。

◆附則 施行日を平成29年12月1日に延長したことについて

現時点で災害時に動物を保護する体制が整っているとは言えない状況です。いつ起こりうるか分からない災害時の条項を盛り込むのであれば、その保護と管理の体制を整えること、それが先決です。

《具体的な調整課題として》

- ・獣医師会や動物愛護団体等との災害時協力体制の確立
- ・動物の災害時対策に関する飼い主等への普及啓発
(例)ペットと安全に避難するためのハンドブックの発行
- ・同伴避難ができる可能性の模索
- ・同行避難する場合の場所の確保及び避難所における飼育支援等のきめ細やかな体制作り
- ・埼玉県の補助金を活用しての地域猫活動への支援
- ・災害時動物救護活動ボランティアの育成

これらの課題を解決し体制を整えるには、最低でも1年はかかるであろうと推測されることから施行期日を延長した次第です。

◆最後に、人に対する災害時対応がなによりも大切なことです。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者など災害時要援護者と言われる方々の支援体制を確立させることが前提であることを申し添えて、原案に反対する立場から修正案について提案理由の説明とさせていただきます。

パブリックコメント案	原案	修正案
(名称) 三郷市動物の愛護に関する条例	(名称) 同左	(名称) 三郷市動物の愛護及び管理に関する条例
(目的) 第1条 この条例は(中略)市民の動物愛護の精神の高揚を図り、もって人と動物とが共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。	(目的) 同左	(目的) 第1条 この条例は(中略)市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、 <u>動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、もって人と動物とが共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u>
(飼い主の遵守事項) 第6条(4) (前略)ただし、やむを得ず継続して飼養することができなくなったときは、適切に飼養することができる者に譲渡すること。	(飼い主の遵守事項) 同左	(飼い主の遵守事項) 第6条(4) (前略)ただし、やむを得ず継続して飼養することができなくなったときは、適切に飼養することができる者に譲渡する <u>よう努めること。</u>
(飼い主の遵守事項) 第6条(6) 地震等の非常災害が発生した場合における動物の適切な飼養のための準備をするとともに、災害時においては、必要に応じて動物と避難し、避難所での動物の適切な飼養に努めること。	(飼い主の遵守事項) 第6条(6) 地震、火災等の非常災害が発生した場合における動物の適切な飼養のための準備をするとともに、災害時においては、責任を持った飼養に努めること。	(飼い主の遵守事項) 原案通り
		(災害時の動物の保護)の規定を追加 <u>第9条 市長は、災害時において、動物を保護するために必要な措置を講ずるものとする。</u>
附則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。	附則 同左	附則(施行日の延長) この条例は、 <u>平成29年12月1日</u> から施行する。